

令和6年度地域脱炭素化支援事業委託仕様書

1 適用範囲

この仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する令和6年度地域脱炭素化支援事業委託（以下「委託業務」という。）を受託するもの（以下「乙」という。）の業務について必要な事項を定めるものである。

2 背景・目的

本県が作成した「2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ」や「とちぎ脱炭素先行地域創出プロジェクトアクションプラン（令和5年3月28日）」を踏まえて、県内市町による地域脱炭素の取組の検討に対して支援することで、地域における脱炭素化を促すとともに、支援の過程で得たノウハウ等を取りまとめることにより、県全体に脱炭素ドミノの展開を図ることを目的とする。

3 委託事業の概要

乙は、市町に適した地域脱炭素の具体的な取組の検討に対して支援する。また、その検討過程で得られたノウハウ等を地域脱炭素施策検討事例集としてとりまとめる。

甲は、委託業務を円滑に進めるために市町との調整を行う。

4 業務内容

（1）市町による地域脱炭素の取組の検討に対する支援

甲が指定する3市町（以下「対象市町」という。）において、その市町に適する地域脱炭素の取組※の検討に対する支援を行うこと。

※本仕様書において、地域脱炭素の取組とは、カーボンニュートラル実現を目指した地方公共団体実行計画（区域施策編）等に基づき、排出特性や市町における重点施策等を踏まえた取組のことを指す。

① 地域脱炭素の取組素案の検討

ア 対象市町の地方公共団体実行計画等の分析

対象市町の地方公共団体実行計画（区域施策編）や総合計画、環境基本計画等を確認し、排出特性や重点施策等を把握するとともに、温室効果ガス排出量や将来推計、削減目標、再生可能エネルギーの導入目標の設定状況について確認すること。

イ 地域脱炭素の取組素案の作成

アの分析結果等をもとに、対象市町ごとに地域脱炭素の取組素案を4程度作成すること。

② 地域脱炭素の取組に係る市町との協議

ア 地域脱炭素の取組素案の絞込み

①イの地域脱炭素の取組素案について、対象市町の脱炭素施策所管部署（以下「担当部署」という。）と協議を行い、1～2程度の取組（以下「取組案」という。）に絞り込むこ

と。

その際、対象市町の意見を反映し、取組案の修正等を図ること。

イ 取組案の実行に必要な事項の整理・検討

担当部署とともに、取組案の実行に必要な事項（推進体制や概算経費、スケジュール、調整すべき課題、留意点等）について、整理・検討を行うこと。必要に応じて、対象市町の関係部署に対してヒアリングを実施すること。

ウ 推進体制構築に向けた調整

イで検討した推進体制について、担当部署とともに庁内外の関係者と協議を行い、今後の実施に必要な体制構築に係る調整を行うこと。

エ 財源確保策の検討

イで検討した必要経費について、国庫補助金の支援メニュー等を調査・検討し、対象市町に対し財源確保策を提案すること。

また、対象市町の求めがあった場合には、甲と協議の上、各対象市町の作成する資料（予算要求資料や国庫補助金の申請書類等）に必要な参考情報や図表等を提供するとともに、資料作成への助言を行うこと。

オ 作業工程表の作成

取組案について、令和7年度又は8年度を目安に着手できるよう、対象市町及び関係事業者が実行すべき事項をとりまとめた2～3年間の作業工程表を作成すること。

(2) 地域脱炭素施策検討報告書の作成

(1)の内容を対象市町ごとに取りまとめて、報告書を作成すること。報告書に記載する項目は以下のとおりとすること。

- ・ 目次
- ・ 検討経過
- ・ 地域脱炭素の取組案の最終的な絵姿（取組の概要※及び詳細）
※概要については1ページ程度にまとめること
- ・ 取組推進及び進捗管理のための体制案
- ・ 取組実施に必要な財源確保策
- ・ 地域脱炭素の取組の作業工程表
- ・ その他（1）の検討過程で得られた情報のうち、甲や対象市町と協議の上、記載が必要となった項目

(3) 地域脱炭素施策検討事例集の作成

(2)の報告書について、県内他市町に検討経過やノウハウ等を共有するため、必要な個所を要約した地域脱炭素施策検討事例集を作成すること。

なお、作成に当たっては、事前に甲と協議を行うとともに、県内他市町に共有しても支障のないよう、その内容について対象市町に書面により確認を求めること。

5 特記事項

(1) 実施状況の報告等

① 実施状況の報告及び実施計画の協議

乙は、甲に対して概ね2週間毎に進捗状況を報告するとともに、今後の実施計画を説明し、承認を得ること。

なお、甲は必要に応じて、乙に対して実施状況の報告を求めることができる。

② 対象市町との協議結果の報告

乙は対象市町と協議した際は、1週間以内にその協議内容の議事概要等を報告すること。

(2) 資料提供の協力等

甲及び対象市町の求めにより、委託業務の検討に関連する情報や資料等の提供について、協力するものとする。

(3) 守秘義務

本仕様書に基づくすべての作業において、甲や対象市町が提供した業務上の情報を第三者に開示、又は漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。

(4) 関係法令等の遵守

委託業務の履行に関し、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令を遵守すること。

6 成果品等の提出

(1) 成果品等の内容

- ① 実績報告書（A4版・横書き・長辺綴じ・簡易製本） 1部
- ② 対象市町ごとの地域脱炭素施策検討報告書（A4版・横書き・長辺綴じ・簡易製本） 1部
- ③ 地域脱炭素施策検討事例集（A4版・横書き・長辺綴じ・簡易製本） 1部
- ④ ①～③及び委託業務を遂行する上で作成した資料の電子データ（DVD-R等） 一式
- ⑤ その他甲が指示するもの

(2) 提出期限

令和7（2025）年3月19日（水）

7 委託期間

契約を締結した日から令和7（2025）年3月27日（木）までとする。

8 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 乙は、この契約による業務を第三者に譲渡、再委託してはならないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で、必要と思われる業務について、あらかじめ甲の承認を受けた上で、他者に再委託することができる。
- (2) 各種制作物についての著作権等に係る問題が生じた場合は、乙の責任とする。
- (3) 乙は、本業務において得た情報を外部に漏らしてはならないものとする。
- (4) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲乙協議の上、仕様書の内容を一部変更することができるものとする。
- (5) 本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、実施するものとする。

9 その他

- (1) 本仕様書に記載されていることを遵守した上で、より良い提案がある場合は企画提案書に記載すること。
- (2) 本仕様書に記載されている内容及び選考された企画提案書の内容について、甲と乙との協議の上、内容の一部変更を行うことがある。